

大阪市児童福祉審議会保育事業認可部会運営規程

1 総則

大阪市長が保育所認可及び地域型保育事業の認可を行うにあたり、児童福祉法第34条の15第4項及び第35条第6項に基づく意見聴取機関として、大阪市児童福祉審議会条例及び同条例施行規則第2条、並びに運営要綱第2条に基づき、「保育事業認可部会」（以下、「部会」という）を設置し、その運営に関し必要な事項を定める。

2 委員構成

部会の委員は、大阪市児童福祉審議会条例施行規則第2条に基づき、大阪市児童福祉審議会が指名する委員で構成する。

3 部会の会議

- (1) 部会の会議は、部会長が招集する。
- (2) 部会は委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- (3) 部会の議決は、出席した委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- (4) 部会の議決はこれをもって大阪市児童福祉審議会の議決とする。

4 部会の開催

- (1) 部会は、認可申請の状況等を踏まえ随時開催とする。
- (2) 部会において個別の認可申請等について検討することから、法人等の権利、競争上の地位等を考慮し、部会は非公開とする。

(非公開とする理由)

部会の所掌事項から、個別の認可又は確認申請について部会で検討することになるため、部会を公開とした場合、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することおそれがあるため。

5 個人情報等の取り扱い

本部会委員は、正当な理由なく部会の職務に関して知り得た個人情報等を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

6 事務局

本部会の事務局は、大阪市こども青少年局幼保施策部幼保企画課に置くものとする。

附則

この規程は、平成26年12月9日から施行する。

この規程は、平成30年12月14日から施行する。

この規程は、令和5年8月21日から施行する。